

第 1 期京都市子ども・子育て支援事業計画

1 幼児教育・保育提供体制の量の見込み並びに確保実績について

対象となる 施設・事業所	【特定教育・保育施設】 認定子ども園，幼稚園，保育園（所） 【特定地域型保育事業】 小規模保育事業，家庭的保育事業， 居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業
教育・保育提供区域	第三次区域

(1) 2019（令和元）年度までの当初の量の見込みと実績

2019（令和元）年度末時点で小規模保育事業や幼稚園の預かり保育事業も含めた保育必要量を36,938人と定めていたところ、2019（令和元）年度実績での保育確保量は37,320人となり、計画を382人上回りました。

(単位：人)

年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績	
保 育	0 歳児	小学校入学前児童	10,928	10,890	10,854	11,005	10,783	10,651	10,660	10,321	10,537	9,622
		保育の量（3号）	2,947	3,201	3,457	3,369	3,966	3,593	4,701	3,536	5,436	3,555
		保育利用率	27.0%	29.4%	31.9%	30.6%	36.8%	33.7%	44.1%	34.3%	51.6%	36.9%
	1・2 歳児	小学校入学前児童	21,823	21,817	21,959	21,800	21,879	21,750	21,679	21,463	21,478	20,706
		保育の量（3号）	10,618	10,679	10,853	11,093	11,086	11,656	11,491	11,977	11,897	12,013
		保育利用率	48.7%	48.9%	49.4%	50.9%	50.7%	53.6%	53.0%	55.8%	55.4%	58.0%
	3・5 歳児	小学校入学前児童	33,118	33,072	32,709	32,698	32,439	32,347	32,335	31,978	32,231	31,869
		保育の量（2号）	18,226	18,101	18,927	18,941	19,629	20,170	19,617	20,654	19,605	21,752
		保育利用率	55.0%	54.7%	57.9%	57.9%	60.5%	62.4%	60.7%	64.6%	60.8%	68.3%
3～5歳児	教育の量（1号）	14,892	14,299	13,782	13,141	12,810	12,177	12,718	11,324	12,626	10,079	
保 育 計	小学校入学前児童	65,869	65,779	65,522	65,503	65,101	64,748	64,674	63,762	64,246	62,197	
	保育の量	31,791	31,981	33,237	33,403	34,681	35,419	35,809	36,167	36,938	37,320	
	保育利用率	48.3%	48.6%	50.7%	51.0%	53.3%	54.7%	55.4%	56.7%	57.5%	60.0%	

※ 各年度とも年度末時点の数値

※ 2018（平成30）年度及び令和元年度の見込値は、2017（平成29）年12月の見直し後の数値

- ・ 2019（令和元）年度見込みに対し、382人分上回る保育の量を確保
- ・ 2020（令和2）年4月に向け、264人分の受入枠を拡大

(2) 達成状況

2015（平成27）年度から2019（令和元）年度までの第一期計画期間5年間の取組として、保育所等の整備については、保育所等81箇所（定員増2,782人分）、小規模保育事業等82箇所（定員増967人分）、合計で163箇所、3,749人分の定員増の整備を実施しました。また、預かり保育の拡充についても取り組み、その結果、預かり保育利用の確保実績は合計3,364人分に達しました。

一方、小学校入学前児童数は、2019（令和元）年度実績で62,197人（計画では64,246人）と計画の見込み数よりも2,049人下回っています。また、保育の量の増加数は、2017（平成29年）年度実績での2,016人増をピークにその後は鈍化しています。

今後は、全市的な保育ニーズは横ばいになり、地域によっては減少に転じるところが出てくる中、地域を限定してピンポイントで保育提供体制を確保していく必要があります。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保実績について

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における相談・支援 【利用者支援事業】	量の見込み 確保方策	箇所数 (箇所)	14	14	14	14	14
	実績		14	14	14	14	14
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 2017(平成29)年5月、利用者支援の更なる充実を目的に、福祉と保健の垣根を取り払い、全14区役所・支所に設置した「保健福祉センター子どもはぐくみ室」では、子どもや子育て家庭に関する支援施策をワンストップで総合的に案内する「子育て支援コンシェルジュ」の取組を実施しており、引き続き身近な地域の子育て支援施設や関係団体との連携を強化していく必要があります。 また、2019(令和元)年4月からは、同室において、訪問や地域の関係機関と協力した見守り等によって状況を把握したうえで、課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を強化しており、児童虐待の未然防止・再発防止を徹底する必要があります。 				
②時間外保育事業 【延長保育事業】 ※1	量の見込み 確保方策	延べ利用者数	627,152	682,069	736,372	504,491	504,491
	実績	(人日)	504,491	478,938	469,747	515,235	499,497
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 2015(平成27)年度から2019(令和元)年度にかけて、実施施設を31箇所増やし、提供体制の確保に努めてきました。 (2014(平成26)年度：195箇所/260箇所、 2019(令和元)年度：226箇所/283箇所) 一方で、2015(平成27)年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降、各施設が従来の閉所時間より保育標準時間の終了時間を遅い時刻に設定する傾向がみられ、児童が利用する時間帯が従来と同一であっても、時間外保育に当たらなくなったことから利用実績は減少傾向にあります。 時間外保育の利用は、保護者の就労状況や生活状況等によって左右されるものの、量の見込みに対する必要な提供体制は確保できており、引き続き、時間外保育に対する市民ニーズや地域バランスも考慮しながら、提供体制の確保に努めていきます。 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
③一時預かり事業 (保育所型) 【一時預かり事業 (一般型)】 ※ 1	量の見込み 確保方策	延べ利 用者数	41,005	42,814	43,620	54,590	54,590
	実績	(人日)	57,961	54,590	53,480	50,464	43,715
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 2015 (平成27) 年度から2019 (令和元) 年度にかけて、実施施設を8箇所増やすなど、保護者の利便性が高まるよう、提供体制の確保に努めてきました。 (2014 (平成26) 年度: 50箇所/260箇所, 2019 (令和元) 年度: 58箇所/283箇所) 一方で、2015 (平成27) 年度の子ども・子育て支援新制度の開始以降、従来からの一時預かり事業利用者のうち、概ね月64時間以上の就労等を理由とする利用者については、保育短時間認定による保育利用への移行が進んでおり、就労等を理由に利用する一時預かりの利用実績が年々減少する傾向となっています。 引き続き、一時預かり事業に対する市民ニーズや地域バランスも考慮しながら、提供体制の確保に努めていきます。 				
④幼稚園における 預かり保育(市立・ 私立幼稚園) 【一時預かり事業 (幼稚園型)】	量の見込み 確保方策	延べ利 用者数	437,916	478,707	522,804	517,268	518,490
	実績	(人日)	418,308	458,635	490,290	524,643	586,568
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 2019 (令和元) 年度において、幼稚園児数は全市で約13,000人であり、そのうち保育要件を満たす3,000人以上の児童(全幼稚園児の約1/4)が預かり保育を利用しています(利用予定者を含む)。 近年、共働き世帯が増加していることを踏まえ、幼稚園では、保育ニーズに応えるために、預かり保育の通年化・長時間化など、預かり保育の充実が図られており、年々預かり保育の利用実績が増加しています。 引き続き、幼稚園における預かり保育の充実を支援していきます。 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
⑤病児・病後児 保育 【病児保育事業】	量の見込み 確保方策	延べ利 用者数	3,952	4,521	5,078	5,818	6,847
	実績	(人日)	3,584	4,083	4,055	3,539	4,216
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 2015（平成27）年度から2019（令和元）年度にかけては、2箇所の病後児保育施設を廃止する一方、病児・病後児保育併設型3箇所の新設及び2箇所12名分の定員増並びに病児保育施設1箇所の新設により、運営体制の充実を図ってきました。 （2014（平成26）年度末：計7箇所、定員27名、（病児病後児保育併設型4箇所、病後児保育型3箇所）、2019（令和元）年度末：計9箇所、定員45名（病児病後児保育併設型7箇所、病児保育型1箇所、病後児保育型1箇所） 病児保育については、季節による需要の変動があり、感染症の流行期など、時期によってはキャンセル待ちが発生する一方で、利用申込がない日もあり、実施施設によっても稼働率に開きがあることから、着実に整備が進んでいるものの、量の見込に対して、確保実績が下回る結果となっています。 引き続き、地域バランスや交通の利便性等を考慮しながら、新設や既存施設の定員数の拡充を図り、利便性の向上とともに稼働率の向上を図っていきます。 				
⑥児童館・学童ク ラブ事業、放課後 ほっと広場、地域 学童クラブ事業補 助 【放課後児童健全 育成事業】 ※1	量の見込み 確保方策	利用 者数	12,446	12,686	12,964	13,925	14,471
	実績	(人)	11,628	12,701	13,366	14,076	14,657
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 条例で定める「面積（児童1人につき概ね1.65㎡以上）」及び「支援の単位ごとに2名以上の職員（うち1名は有資格者）の配置」などの基準に基づいた運営を行うため、小学校の余裕空き教室の活用等によって実施場所を確保するなど、2020（令和2）年度当初で9年連続の待機児童ゼロを実現しました。 条例で定める「面積（児童1人につき概ね1.65㎡以上）」及び「支援の単位ごとに2名以上の職員（うち1名は有資格者）の配置」などの基準に基づいた運営が必要となっており、引き続き、増大する利用ニーズに応えるために、新たな実施場所や職員の確保が課題となっています。 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
⑦育児支援家庭訪問事業（保健福祉センター（子どもはぐくみ室分）実施分） 【養育支援訪問事業】 ※ 1, 2	量の見込み 確保方策	利用者数	223	239	255	1,202	1,202
	実績	(人)	191	216	173	948	897
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成28）年度までは、各区役所・支所の福祉事務所と保健センターで対象児童の年齢や事象別に役割を決めて訪問を行ってきましたが、2017（平成29）年度の機構改革に伴い、各区役所・支所の子どもはぐくみ室で一体的に取り組んでいます。 また、これまで児童相談所に対応していた、虐待が危惧されるケース及び軽度の虐待があると認定されたケースについても、2019（令和元）年度から順次、同室において対応することとしており、これら全ての家庭に対する支援を補完できるだけの提供量を引き続き確保する必要があります。 少子化等の理由により相対的に養育支援訪問事業の対象者も減っているため、実績が量の見込みを下回っていることが考えられます。 				
2018（平成30） 年度から一体化							
⑧育児支援家庭訪問事業（保健センター実施分） 【養育支援訪問事業】 ※ 2	量の見込み 確保方策	利用者数	1,013	1,101	1,197	—	—
	実績	(人)	842	774	646	—	—
	現状と課題						
⑨育児支援ヘルパー派遣事業 【養育支援訪問事業】	量の見込み 確保方策	利用者数	200	206	212	218	224
	実績	(人)	270	198	218	208	175
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、ヘルパー派遣事業者に委託しており、今後ニーズの増加が見込まれる市内全域（京北地域を除く。）においては、委託先がヘルパー（※）の必要人員を確保しています。 ※ 原則ヘルパー2級の講習を受講し、子育てに関して適切な知識を有し、心身ともに健全で、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有する者 引き続き、継続的個別支援の対象となる家庭が、必要な時に利用できるよう提供体制を確保していく必要があります。 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	量の見込み 確保方策	延べ利 用者数	10,416	10,729	11,051	11,383	11,725
	実績	(人日)	7,986	8,118	7,950	7,877	7,268
⑩子育て支援短期 利用事業（ショー トステイ） 【子育て短期支援 事業】	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施している児童福祉施設において、一定の受入枠を確保できています。 2020（令和2）年度から、利用要件をニーズに合わせて整理しています。 一方で、実施施設の地域偏在のため、利用者数に偏りがあり、本来見込んでいた本制度を必要とする世帯が利用できていない可能性があります。京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、新規施設の開拓を図ることなどによりニーズに対応します。 				
	量の見込み 確保方策	延べ利 用者数	157	157	157	32	32
	実績	(人日)	18	23	33	46	90
⑪子育て支援短期 利用事業（トワイ ライトステイ） 【子育て短期支援 事業】 ※1	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 事業を実施している児童福祉施設において、一定の受入枠を確保できています。 利用日数は増加する傾向にあります。 現状の体制を維持することで提供体制を確保するとともに、引き続き、施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図ります。 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
⑫ 保育所拠点事業，児童館事業，京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業 【地域子育て支援拠点事業】	量の見込み 確保方策	延べ利 用回数	404,806	420,801	431,685	459,388	489,357
	実績	(人回)	407,427	426,791	397,723	368,322	311,957
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所拠点事業においては，各区子どもはぐくみ室との役割分担を整理したこと等により，公営保育所主催事業を縮小してきている。なお，本事業には計上されないが，各区子どもはぐくみ室における保育士や保健師等の有する専門性に基づく個別支援の展開や，地域の関係機関との連携による支援の機能強化の推進により，同等の機能を確保している。 ・ 児童館事業においては，小学校就学前児童数が減少傾向にあることに加えて，共働き家庭の増加等により保育所等を利用する児童が増加していることで，乳幼児プログラム等への参加人数が減少しています。 ・ つどいの広場事業においては，2015（平成27）年度から，身近な地域における子育て支援拠点としての役割を一層果たすことを目的に，「出張ひろば」と「地域支援」に取り組み，2019（令和元）年度末時点では18箇所で開催しています。 ・ 2018（平成30）年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」によると，つどいの広場を利用していない保護者に比べ，利用している保護者の方が子育てに不安又は負担を感じている割合が低くなっており，また，自身の子育てが地域の人に支えられていると感じている保護者ほど，子育てを楽しんでいる傾向となっているため，2020（令和2）年度以降，乳幼児の子育て支援機能が身近にない地域において，つどいの広場を少なくとも年に1箇所程度新規に確保していきます 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
⑬京（みやこ）いきいき子育てサポート事業（京都市ファミリーサポート事業） 【子育て援助活動支援事業】 ※1	量の見込み 確保方策	利用 件数	22,593	22,593	22,593	15,440	15,440
	実績	(件)	14,368	11,283	10,132	7,839	7,141
	現状と課題		<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、(公社)京都市児童館学童連盟に事業を委託し、同連盟内に本部としての機能を有するファミリーサポートセンターを設置し、実施しています。 また、同センターの支部を各区・支所ごとに児童館14箇所を設置し、会員募集、登録を始め、会員になるための講習会、レベルアップ講習会、会員からの相談対応や会員間の交流事業の開催等、地域に密着した事業として安心して利用できるよう取組を実施するとともに、利用会員数の拡大を図っています。 2018(平成30)年度に実施した「子育て支援に関する市民ニーズ調査」によると、「利用したことがある」と回答した者の割合は2013(平成25)年度と比べて減少しており、また、今後「利用を希望する」と回答した者の割合も減少しています。「利用したことがある」「利用を希望する」と回答した者が減少した主な要因として、保育園の開所時間の延長や、学童クラブ事業の対象学年の拡大等の他の子育て支援施策の充実が挙げられます。 しかしながら、共働き世帯の増加や家族規模の縮小等が進行する中で、例えば子育て支援施設が開所していない曜日や時間帯など、子育て世帯の潜在的需要は今後も見込まれるとともに、利用希望が集中した際にもマッチングを行っていくためには、引き続き提供会員を十分に確保していく必要があります。 				

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
⑭新生児等訪問指導事業（こんには赤ちゃん事業） 【乳児家庭全戸訪問事業】	量の見込み	対象者数 (人)	11,146	11,074	11,002	10,924	10,871
	実績 (量の見込)		10,687	10,576	10,102	10,247	9,394
	確保方策	実施体制	(実施機関) 保健センター・支所 (実施職員) 保健センター・支所保健師、母子保健訪問指導員		(実施機関) 各区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室 (実施職員) 子どもはぐくみ室保健師、保育士、母子保健訪問指導員		
	現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 本市では、母子保健法による新生児訪問指導事業と併せて、区役所・支所子どもはぐくみ室の専門職が生後4箇月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する訪問活動を実施しています。 本事業の訪問率は概ね94%台で推移しており、未訪問家庭に対しては、時間帯や曜日を変更するなど、全ての家庭に訪問できるよう努めています。 未訪問家庭の内訳として、里帰り出産等で市内に不在であるケース等が含まれていますが、保護者に直接連絡を取るなどの方法により、全訪問対象家庭の状況は把握しており、乳幼児健診等で改めて面談を行うといった対応を行っています。 訪問家庭の中で、産後うつなど精神的に不安定であったり、周囲に支援者がいない、双子の子育てをしているなど不安を抱えている母親に対し、育児相談や母親の健康管理及び子育てに関する情報提供等を行っており、養育支援が必要な場合には、家庭訪問による継続的個別支援など適切な制度・施策に繋げています。 					

本市事業名 【国の事業名】		指 標 (単位)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
⑮京都市妊婦健康 診査 【妊婦に対する健 康診査】	量の見込み	妊婦健康診査 受診券交付数	137,340	136,108	134,899	133,701	132,515	
	実績 (量の見込)	(人回)	142,538	137,859	133,731	125,870	122,947	
	確保方策	実施体制	実施場所：妊婦健康診査委託医療機関					
		現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 近年、出産年齢の上昇等によって、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあり、母体及び胎児の健康を守るうえで妊婦に対する保健指導及び健康診査の重要性や必要性が一層高まっていることから、国の通知に基づき、回数や検査内容の拡充等に努めていく必要があります。 また、妊娠11週目までの妊娠届出率が向上していることもあり、交付枚数に対する使用率が基本受診券で80%超、追加受診券で90%前後を推移していますが、引き続き、全ての妊婦が14回の健診を効率的に受診できるよう、妊娠後の早期届出や未受診者への受診勧奨、制度の周知を図っていく必要があります。 2020（令和2）年度からは、多胎妊娠をされている方に対する追加助成を行っています（基本受診券6枚、超音波検査券3枚を追加交付）。多胎妊娠は、単胎妊娠よりも母体に負担が大きく合併症や早産のリスクが高くなることがあるため、追加助成を行うことで、より積極的な健康診査の受診を促していく必要があります。 					

※1 2017（平成29）年度の間見直しの際、実績と照らし合わせ、大きな乖離が見られるなどの事象が生じている項目について見直しを実施。2018（平成30年）度以降の量の見込み及び確保方策は見直し後数値を記載。

※2 2017（平成29）年度の間見直しの際、今まで福祉事務所と保健センターで対象児童の年齢や事象別に役割を決めて訪問を行ってきたが、機構改革に伴い、各区役所・支所の子どもはぐくみ室で一体的に取り組んでいく事業となったため、事業の一体化に対応した量の見直しを実施。

(参考) 教育・保育提供区域の設定

対象となる給付・事業ごとに提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、京都市では、次のとおり、4層の区域設定を行っています。

教育・保育	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業 ・子育て短期支援事業 ・妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て援助活動支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (35区域)	幼稚園，保育園（所），認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・施設型給付（幼稚園，保育園（所），認定こども園） ・地域型保育給付（小規模保育事業，家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業） ・時間外保育事業 ・一時預かり事業（一般型，幼稚園型）
第四次区域 (70区域)	身近な地域で提供体制を確保する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業